

# 社団法人広島県シルバーサービス振興会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人広島県シルバーサービス振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者等の心身の健康保持及び生活安定のために必要な各種シルバーサービスの研究・開発を促進するとともに、高齢者向けのサービス提供事業の質の向上・充実を図り、利用者等に対する情報提供等を通じて民間福祉サービスに対する信頼性を確保し、もって高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) シルバーサービスに関する情報の収集と提供
- (2) シルバーサービスの普及・啓発の促進
- (3) シルバーサービスの調査研究及び開発
- (4) シルバーサービスに関する各種相談の実施
- (5) シルバーサービスの質的向上のための研修
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員の入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、倒産し、又は解散したときは、前項の退会の届け出があったものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類別、選任等)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 3人以内

(3) 専務理事 2人以内

(4) 常務理事 2人以内

(5) 理事（会長、副会長、専務理事、常務理事を含む。）7人以上16人以内

(6) 監 事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事は、互選により、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

(職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は広島県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第15条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人その他の職員若干人を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第17条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿

(3) 許可、認可等の書類

(4) 登記に関する書類

(5) 理事及び監事の名簿、就任承諾書並びに履歴書

(6) 定款に定める議決機関の議事録

(7) 資産台帳

(8) 現年度及び過去3年度の収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) 過去5年度の事業報告書及び収支決算書

(10) 過去5年度の各年度末の貸借対照表及び財産目録並びに正味財産増減計算書

(11) 現年度の事業計画書及び収支予算書

(12) 過去3年度の監事が監査に関して作成した書類

(13) 官公署からの示達文書

## 第4章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は正会員総数の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき開催する。

(招集)

第22条 会議は、会長が招集する。

2 総会又は理事会を招集するには、正会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、会長がこれに当たる。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決など)

第26条 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。）の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

3 理事会の議事については、前2項の規定に準じて必要な記録を作成しなければならない。

## 第5章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第28条 この法人は、必要に応じて委員会及び部会を設けることができる。

2 委員会及び部会の設置及び組織・運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第29条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第30条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第31条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(基金の設置等)

第32条 この法人に、シルバーサービスの普及・啓発の促進事業に必要な経費の支出に充てるため、基金を設ける。

2 事業遂行上やむを得ない理由により、この基金を処分しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 この基金の管理・運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 会長は、前項の議決があったときは、直ちにその事業計画書及び収支予算書を広島県知事に届け出なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、その会計年度終了後3か月以内に総会において3分の2以上の議決を得なければならない。

2 会長は、前項の議決があったときは、同項に規定する書類を、この会計年度終了後3か月以内に広島県知事に報告しなければならない。

(長期借入金)

第36条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、事前に広島県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、広島県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経、広島県知事の承認を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、広島県知事の許可を得てこの法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第8章 雑 則

(委任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、平成11年4月1日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 4 従来広島県シルバーサービス振興会（以下「振興会」という。）に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 5 振興会の会員は、第5条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、この法人の正会員になるものとする。
- 6 振興会の職員が、引き続きこの法人の職員として勤務することとなった場合は、振興会における在職期間をこの法人の在職期間として通算する。
- 7 この定款は、平成13年9月5日に一部改正する。